

去ル廿七日付款願書ヲ以テ要求ノ件左記ノ通り決定シ各候也  
ハ公休ノ件ハ一月二回(給料付)トシ会社ノ要求ニ依リ公休日ニ出勤シタル場合ハ一日

分ヲ支給ス 皆勤者ニ対シテハ一日分ヲ支給ス

ニ賞年ハ其期ノ利益ヲ考慮シテ支給スルコトアルベシ  
三月給制度ノ件 (当分保留)

四 特開外手当支給ノ件

現在一特開十二銖ナルモ十五銖支給差支ナシ

五 傷害保険ハ撤廃ノ意志ナシ

六 服装ノ件

要求ニ応ズ 但しオーバーハ現在ノ通り保留

七 勤務特開ノ件ハ目下調査案ノ作製中ナレバ考慮スベシ

ハ歩合ノ件ハ責上金ノ各自ノ算ハ其ノ為相當ノ人件費ヲ要スルヲ以テ当分応シ難シ  
当計算ノ不公平ナリト認めラシ不甚ノ責上高ハ事務所内ニ揭示スルモ依リ疑  
問ノ真ハ係算ニ負同スベシ

昭和三年八月廿八日

目黒自動車株式会社社長 甚沢忠三郎



ニュース

第一編 八月廿日 目黒乗合要求貫徹同盟

去ル廿八日我等ノ最低款額をなしたるにも不拘強忍非道なる彼志保沢社長は一顧  
もなすず全部一蹴したのである吾等ハかゝる悪波意なる而も我ハ桃主れ黙して彼  
に隷属せんか我等は吸血兎の食餌とならぬのみ我等は此処に敢然として起つたのだ！  
永年沈黙を守り来た吾等に今こそ黙ふべき時は来たのだ！！  
吾等は本日午前十時を期して函達款願書を提出せんとしたのだ 然るに狸親翁は何れ  
かへ姿を暗す一たのだ

諸君！ 吾等自総務 高橋氏に函款願書を提出する而して彼の立場を考慮し  
即ち要求を撤回し、一時間、通車を手へり然る後は直に断乎として

安全デーを決定！

我等の反省を承めるのだ其々は飽迄 固き結束と鉄の如き規律の下に要求の貫徹  
を期するのだ

目黒乗合要求貫徹万歳